

小型船舶操縦免許講習申込書

- 1 私は、有限会社dolphin boatを代理人と定め、財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会関東事務所の行う、小型船舶操縦免許試験に係わる受験申請手続きの一切の権限を委任します。この手続きについての交付書類及びその他の還付書類を受領する一切の権限を含みます。
- 2 私は、海事代理士古畑章平を代理人と定め、小型船舶操縦免許の申請手続きに関する一切の事務を、貴殿に委託します。尚、本書とは別に、当該事務に所用の私名義の委任状（提出先 関東運輸局）は、貴殿若しくは貴殿が復委託いた者等が、私に代わって適宜作成することも認めます。
- 3 下記注意事項に同意したうえで、有限会社dolphin boatが行う小型船舶操縦免許講習の受講を申し込むことを認めます。
 - 学科講習日には、必ず必要書類をお持ち下さい。不備等があった場合は、ご希望の国家試験日に受験できない場合があります。また、必ず講習で配布したプリント等はお読み下さい。
 - 実技講習当日は、滑りにくい靴で、また汚れても構わない服装でお願い致します。傘はさせませんので、カッパのご用意をお願い致します。
 - 実技講習中、天候の急変等危険な状態になった場合は、実技講習中であっても中断することがあります。また当初予定されていた日程でも天候の都合で延期、又は前倒しで講習日を変更いたします。
 - 危険な操船、酒気帯び操船、講習員の指示に従わない等は、危険な為、講習員の判断により講習を取りやめてもらいます。その際の講習料は一切返金致しかねます。
 - 他の講習者の迷惑となりますので、集合時間は厳守してください。集合時間までにお越し頂けない場合は、講習を放棄したものととして取り扱います。
 - 講習予定日の変更は、講習日5日前の16時迄にメール又は電話にてご連絡下さい。これ以降の欠席は、講習を放棄したものととして取り扱います。
 - 実技講習の再講習は、実技試験日から起算して3月以内に再試験を受験される場合に適用します。
 - 国家試験に欠席又は不合格の場合で、再受験される場合は、再受験の手続きの書類（写真）及び費用（受験料金（該当科目）及び受験申請料金2,000円）が必要となります。
 - 国家試験日申請後に身体検査及び学科試験に欠席された場合は、理由にかかわらず受験料金は返金できませんので予めご了承ください。また、試験日の日程変更につきましても同様となります。
 - 受講料の有効期間は6ヶ月間とし、学科講習、実技講習の何れか早くに受講した日から6ヶ月以内に全ての試験を受験して頂きます。これを超える期間につきましても、再度費用が必要となります。
 - 学科講習及び実技講習の何れか早い日の受講開始後の返金は、いかなる理由があっても講習料の返金はできませんのでご了承ください。
 - 実技試験実施日の平日を数えて5日前までに連絡なく欠席された場合は、理由にかかわらず返金できませんので予めご了承ください。
 - 学科試験の可否に関係なく実技試験は受験となります。

平成 年 月 日

受講級 級

住所

氏名

印